

小金井市医療的ケア児コーディネーター配置事業委託仕様書（案）

1 事業の目的

人工呼吸器を装着している児童その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童（重症心身障害児を含む。以下「医療的ケア児」という。）及びその家族が、その心身の状況に応じた適切な支援を受けることができるよう、支援ニーズとサービスのコーディネート機能をする者（以下「コーディネーター」という。）を配置することにより、地域において安心して生活できる体制を整備することを目的とする。

2 実施場所

市内に窓口を設置し、原則として市内で行う。ただし、関係機関等との調整により必要な場合を除く。

3 事業内容

- (1) 支援対象児の把握及び情報管理
- (2) 支援対象児及びその家族に対する相談支援
- (3) 医療機関又はサービス提供機関等への同行による手続支援
- (4) 通学、通園及び通所等に関する必要な調整支援
- (5) 通学、通園及び通所先その他関係機関等への助言及び指導
- (6) 市及び関係機関等による協議の場における情報提供及び意見提案
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市と事業者が協議の上、必要と認められる事業

4 対象者

支援の対象は、次の各号のいずれにも該当する在宅の者（以下「支援対象児」という。）及びその家族とする。ただし、市と受託者が協議の上、支援が必要且つ可能であると認められる場合は支援の対象とすることができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 18歳未満の者
- (3) 日常生活において、別表に掲げる医療行為を必要とする者

5 実施体制

受託者は、小金井市の休日を定める条例（平成元年条例第7号）第1条に規定する休日を除き、本事業を実施するコーディネーターを1日につき1名以上確保する。

6 報告

- (1) 受託者は、把握した支援対象児の情報及び支援の状況についての記録を、市の求めに応じて随時提出するものとする。
- (2) 受託者は、本事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分し、事業完了後、市に実績報告書及び収支計算書を提出するものとする。

7 支払方法

委託料の支払は、4月、7月、10月及び1月の年4回、その月を含む3か月分を支払うものとする。

8 遵守事項

- (1) 事業所内において、支援対象児及びその家族等のプライバシーが守られるよう、十分に配慮すること。また、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (2) 支援対象児及びその家族並びに関係機関等に分かりやすい窓口を設置し、その周知に努めること。
- (3) 研修等に積極的に参加し、事業実施に必要な専門性の向上に努めること。
- (4) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、または使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車の利用に努めること。

ウ 低公害・低燃費な自動車の利用に努めること。なお、適合の確認のために、当該自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

- (5) 契約約款第19条第1項（契約代金の支払い）の規定に関わらず、前払いができるものとする。

9 その他

本仕様書及び小金井市医療的ケア児コーディネーター配置事業実施要綱に定めのない事項については、市と受託者で協議するものとする。